

平成25年4月1日スタート※

札幌市 安全・安心な食のまち推進条例

札幌市は、市民・事業者の皆さんと
“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指します



札幌市では、平成23年に「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を策定し、食の安全・安心の確保のための取組を進めてきましたが、その後も放射性物質による汚染や浅漬けによる食中毒などの問題が相次いでおり、市民の食の安全・安心へのニーズはますます高まっています。

食の安全・安心を確保するためには、生産から消費に至るまでの食に関わるすべての人が、「安全な食品を享受する」という消費者の基本的権利を尊重し、情報の共有と相互理解のもと、連携・協働して取り組む必要があります。

市民、事業者及び札幌市が共に力をあわせて、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指すため、札幌市は「安全・安心な食のまち推進条例」を制定しました。

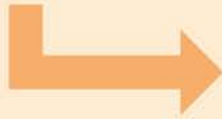
※ 「自主回収報告制度」(7ページ参照)は平成25年10月1日からスタートします。

市民の安全で快適な生活や食産業・観光を支える大切な基盤である「食の安全・安心」を守るには、行政による監視や検査だけではなく、事業者の自主的な取組と市民の皆さんの理解や協力が欠かせません。

「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」は、市民や観光客の健康を守ることを第一に考えながら、市民、事業者、札幌市みんなで“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現することを目的としています。

目的

食の安全・安心の確保に関する取組を総合的かつ計画的に推進することで



- ◎ 市民及び観光客その他の滞在者の健康を守ります
- ◎ “安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現します

基本理念

- ◎ 市民や札幌市を訪れる観光客の皆さんの健康保護を最優先します
- ◎ 生産から消費まで食の安全・安心を確保します
- ◎ 市民・事業者・札幌市の三者による連携・協働を進めます
- ◎ 健康への悪影響を未然に防止するため、科学的知見に基づき対応します
- ◎ 食の安全・安心を確保することで食産業・観光の振興に寄与します

◆条例を制定した背景には…◆

- 札幌市は、平成23年2月に食品衛生行政の初めての指針である「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を策定し、食の安全・安心の確保のためさまざまな取組を進めてきました。
- しかし、その後も原子力発電所事故による放射性物質問題、生肉や浅漬けによる食中毒事件など、相次ぐ事件・事故により、食の安全に対する市民の不安や不信感が高まっています。
- 食の安全への関心は非常に高いものの、何に注意してよいか迷う市民がいる一方で、市民自治の観点から、安全・安心な食のまちづくりには市民の協力が欠かせないものとなっています。
- また、「大消費地」で「観光都市」である札幌の“食”は市民・観光客にとって大きな魅力のひとつです。札幌市の食産業や観光の振興を支えるには、食の安全・安心の確保が不可欠です。

市民や事業者、すべての人が食の安全・安心について常に意識を持って行動し、市民や観光客が安全な札幌の食を安心して楽しむことのできる“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指します。

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”のイメージ

- ◎ 一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている
- ◎ 個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している
- ◎ 市民と事業者の信頼関係が築かれている
- ◎ 食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている
- ◎ 食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている
- ◎ 市民や観光客が、安心して食を楽しめる



◆「食の安全」と「食の安心」◆

「食の安全」は科学的な根拠に基づいて、食品による健康への悪影響が十分に予防・抑制されている状態をいい、「食の安心」は食品の安全性について市民や観光客が信頼している状態をいいます。

「安全」は科学的で客観的なものであるのに対し、「安心」は個人が感じる主観的なものであり、科学的に裏付けされた安全性について理解し、信頼することで得られるものとなります。

この条例では、食の「安全」を確保するだけでなく、市民や観光客の食に対する「安心」についても確保することを目指します。

みんなで創る!“安全・安心な食のまち・さっぽろ”

札幌市・事業者の責務と市民の役割(第4条～第6条)

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現するためには、札幌市、事業者、市民がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、お互いに信頼関係を築きながら、連携・協働して取り組むことが不可欠です。



わたしたちにも大切な役割があるのね!

市民の役割

- ◎ 食品表示や食中毒予防など食の安全・安心についての知識や理解を深めます。
- 事業者の取組に理解を深め、意見を言い、協力をします。
- イベントやモニター活動に参加し、札幌市の施策に意見を言います。

情報収集
取組への理解



情報公開
市民との交流



連携 協働

積極的に取り組んで安全・安心を届けます!



事業者の責務

- 食の安全を守るため、自主的な衛生管理を進めます。
- わかりやすい食品表示や情報公開、市民との交流を通じ、食の安心の向上に努めます。
- 講習会や事業への参加など、札幌市の施策に協力します。

施策への参加
意見の表明



情報提供
意見の反映

施策への協力
自主回収の報告



自主的取組の
支援・監視・指導

札幌市の責務

- 総合的・計画的に施策を実施します。
- 市民・事業者の意見を施策へ反映します。
- 市民・事業者との連携・協働を進めます。
- 国や他自治体、関係団体と緊密な連携を図ります。

市民・事業者の皆さんと一緒に取り組みます!



“安全・安心な食のまち・さっぽろ”

食

の安全・安心のための取組を進めます

食の安全・安心の確保に関する施策(第9条～第26条)

生産から販売まで食の安全を確保します

- 生産から製造、流通、販売までの各段階の食の安全を守るため、関係機関と連携し、監視指導、検査を行います。
- 科学的な根拠に基づき効果的な施策を実施するため、調査研究を推進します。



食品製造工場の監視指導

市民・事業者との相互理解を推進します

- 食の安全・安心の確保に関する情報を収集、整理し、市民や観光客、事業者に対し、正確で的確な情報を提供します。
- 事業者による情報の公開・提供を推進するため、事業者を支援します。



食品衛生情報誌「キッチンメール」と各種パンフレット



さっぽろ食の安全・安心推進協定
協定ロゴマーク

さっぽろ食の安全・安心推進協定制度では、札幌市と協定を結んだ事業者・団体が積極的に取り組んでいる食の安全・安心を守るための「マイルール」を広く市民にお知らせします。



ガイドブック

- 市民・事業者の交流の場を提供し、情報や意見交換を促進します。



市民交流事業の様子

食品の生産、製造現場で、農家や工場の方と直接意見交換するさっぽろ食の安全・安心市民交流事業では、市民の皆さんに食の安全についてより理解を深め、信頼感を高めてもらうことを目指しています。また、さっぽろ食の安全・安心モニター事業では、市民モニターからの情報をもとに事業者への助言・指導を行います。

- 食品の表示が適正に行われるよう事業者に助言・指導するとともに、市民に対する表示制度の普及啓発を図ります。
- 地産地消の推進を通じ、安全な食品の生産・供給の拡大とともに、市民・事業者の相互理解や意識の向上を図ります。

食の安全に関する学習の機会を提供します

- 市民・事業者に対する学習機会の提供や広報活動の充実を図ります。
- 子どもたちに、食の大切さや食の安全に関する理解を深め、適切な判断力を養ってもらうため、食育を通じ、正しい知識の普及啓発を行います。



さっぽろ子ども食品Gメン体験事業



「しろくま忍者の手あらいソング」DVD

食中毒予防の基本である「手洗い」を、子どもたちに楽しく覚えてもらうため制作した札幌市オリジナルの「しろくま忍者の手あらいソング」は、保育園や子育てサロンを中心に活用されています。なお、この手洗いソングはインターネットでの動画配信や保健センターなどでのCD・DVDの貸出を行っています。



- 食の安全・安心を推進する高度な知識を持つ人材を育成します。

環境へ配慮します

- 食の安全・安心に関する施策を行うに当たっては、環境に及ぼす影響に配慮します。

市民・事業者の取組を促進します

- 市民の自発的な活動を促進するため必要な支援を行います。
- 事業者の自主管理を進めるため、高度な衛生管理を行う事業者の取組を促進します。
- 食の安全・安心に関する、特に優れた取組を表彰します。

的確な衛生管理を行っている飲食店や食品工場を認定する**札幌市食品衛生管理認定制度「しょくまる」**は、事業者の自主管理を推進します。



認定制度ロゴマーク「しょくまる」

食産業・観光の振興へ寄与します

- 食の安全・安心の観点から食の付加価値を高めることで、食産業・観光の振興に寄与します。

危機管理の強化・充実を図ります

- 重大な健康被害を未然に防止し、また、被害発生時に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の整備を行います。

大規模な食中毒や感染症を想定した**札幌市食品健康危機管理シミュレーション事業**では、模擬訓練を行うことにより関係機関相互の連携や迅速な情報発信などの危機管理体制を確認し、対応能力の向上を図ります。



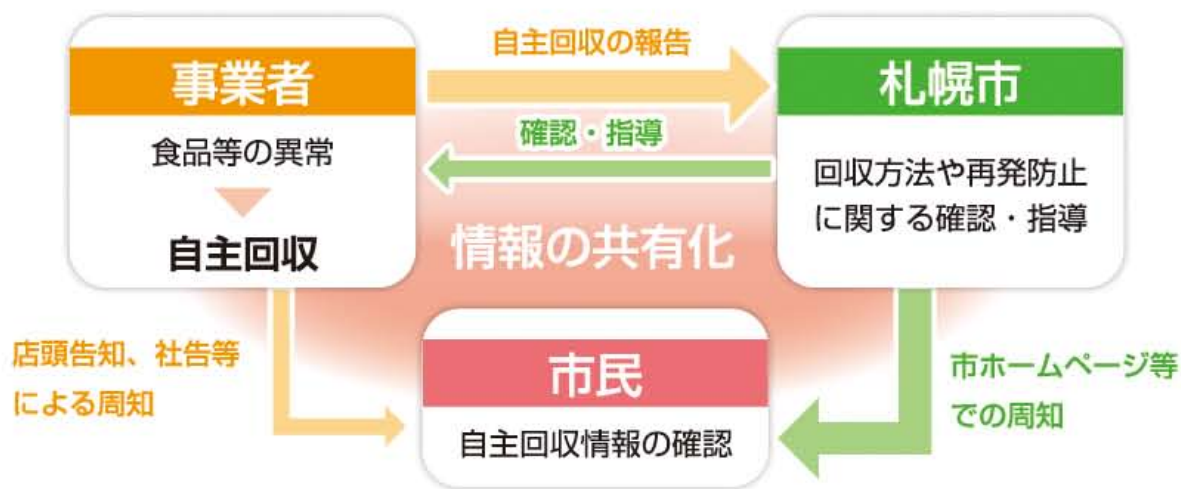
シミュレーション訓練

- 食品等の自主回収を行った事業者に対し、市への報告を義務付け、その情報を市民に提供する「自主回収報告制度」を始めます。**【平成25年10月1日よりスタート】**
- 重大な健康被害が発生するなどの緊急事態に対処するため、市長は、事業者に対し食品の回収などを行うよう勧告を行い、勧告に従わなかった場合は公表することができます。

◆自主回収報告制度とは？◆

食品による健康被害を未然に防ぐためには、行政による監視指導だけでなく、事業者自ら違反食品の排除に積極的に取り組むことが必要です。

このため、食品の製造者などが食品衛生法違反や健康被害のおそれに基づき、自主回収をする場合に、その内容を市に報告することを義務づけ、市は報告された情報をホームページなどを通じて、市民の皆さんへお知らせします。



※ 市内に事業所や事務所などを持つ生産者・生産者団体、製造者、輸入者、加工者、販売者が報告義務の対象となります。なお、販売者については、製造所固有記号で表示をしている販売者とプライベートブランド商品の販売者が対象となります。



この制度では、健康被害の未然防止・拡大防止を図り、市内に流通する食品の安全性を高めるとともに、違反食品の排除と情報提供に積極的に取り組む事業者と市民との信頼関係をより深めることが期待されます。

食の安全・安心の取組を支えるしくみを作ります

推進計画(第8条) / 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議(第27条)

札幌市は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に進めるため、中期的な推進計画を定め、具体的な施策や目標を示します。

推進計画の策定の際は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」で審議するとともに、市民・事業者の皆さんのご意見を反映します。

また、計画の内容や施策の実施状況を公表します。



◎ 条例の詳細については、札幌市公式ホームページ「食の安全」ページでも見る您可以通过。
札幌市「食の安全」ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

お問い合わせ先：札幌市保健所または各区保健センター健康・子ども課まで

● 保健所

食の安全推進課	中央区大通西19丁目WEST19ビル3階	☎011-622-5170
広域食品監視センター	中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場青果棟3階	☎011-641-0635

● 各区保健センター健康・子ども課

中央保健センター	中央区南3条西11丁目	☎011-511-7227
北保健センター	北区北25条西6丁目	☎011-757-1183
東保健センター	東区北10条東7丁目	☎011-711-3213
白石保健センター	白石区本郷通3丁目北	☎011-862-1883
厚別保健センター	厚別区厚別中央1条5丁目	☎011-895-5921
豊平保健センター	豊平区平岸6条10丁目	☎011-822-2478
清田保健センター	清田区平岡1条1丁目	☎011-889-2408
南保健センター	南区真駒内幸町1丁目	☎011-581-5213
西保健センター	西区琴似2条7丁目	☎011-621-4247
手稲保健センター	手稲区前田1条11丁目	☎011-681-1211

